平成２４年（フ）第１２７５号
名古屋市千種区法王町２丁目５番地　グランドヒルズ覚王山法王町414号
債務者　早川　義人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原正治朗
4　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６９号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目３番30―503号
債務者　大橋　邦正
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　博文
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
三重県伊勢市御薗町長屋1990番地　サープラスウエカワＡ１階―101号、前住所奈良市富雄北３丁目20番33―504号
債務者　木下　雅人
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
釧路市芦野２丁目１番11号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６３号
石川県白山市蕪城４丁目１番地８、住民票上の住所石川県白山市蕪城４丁目６番地２
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　康純
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
神戸市西区月が丘３丁目10番地の１
債務者　藤森　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹野　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
広島市安佐南区西原３丁目７番７―２号
債務者　森川　正光
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７１号
神戸市長田区房王寺町７丁目12番10号　クリスタルハーモニー西館202号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡1915番地の５
債務者　坂本　悦子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５号
大分市上野丘１丁目２番15号　サンシティ和井102
債務者　黒木　増徳
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
大分市大字小池原872番地の22
債務者　弘中　秀司
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５０号
大阪市西成区千本南１丁目４番12号ＦＫ千本201号、前住所大阪市西区靱本町１丁目17番１号
債務者　秋月　一高
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５号
愛知県一宮市北小渕字中田79番地
債務者　森島　恵治
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県一宮市時之島字古薬師27番地　市営時之島住宅１―401号
債務者　桂川　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部